

基金拠出型医療法人④ 贈与税課税の判断基準は？ 移行税制のポイント

松田紘一郎税理士・公認会計士事務所 所長 松田紘一郎

■基本的な移行税制

経過措置型医療法人（出資限度法人を含む）から、基金拠出型医療法人へ移行する場合、定款を変更して出資持分の放棄（解散時の残余財産の分配放棄を含む）が必要で、そこでは原則として、相続税法第66条第4項の規定により、当該医療法人を個人とみなして贈与税の課税がなされます。ただし、公的な運営の要件と、共通基準および個別基準を充足すれば、非課税となります。

■前提となる公的運営

相続税法施行令（以下、施行令）第33条第3項第1号は、財産等の贈与を受けた法人の運営組織が適正であることとして、「理事の定数

は6人以上、監事の定数は2人以上」役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しない」「監事には、理事（その親族等の関係がある者を含む）および、その法人の職員が含まれてはならない」などの規定を示しています。

■基本的な税制

相続税法第66条第4項は、個人から法人に財産の移転があり、それが相続税または贈与税が不当に減少する結果となる場合には、当該法人を個人とみなして贈与税を課すとしています。

一方、相続税法施行令第

33条第3項等で、表の共通基準と個別基準を充足すれば、非課税となります。

なお、「現行基準」「新基準」に該当しない場合、表右欄「個別判断」は、各通達で次の2種に分けて判断されるとしています。

イ 助産に係る50万円以下の収入を、社会保険診療報酬に加えて、その金額が80%以上になる法人

新基準の①～⑤が基準

□ イ以外の医療法人
現行基準の①～③が基準
産科以外のほとんどが□に該当すると思われる。課税を免れるための手続きは明らかにされてはいませんが、租税特別措置法第40条による国税庁長官の承認申請が必要になると考えられます。

表 相続税法第66条第4項「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないもの」の基準

当該基準（現行基準または新基準）に該当する場合には、贈与税は原則非課税。（該当しない場合には、個別判断により課税・非課税を決定）

基準	共通	①同族親族等関係者が役員等の総数の3分の1以下 ③残余財産の帰属先が国、地方公共団体、公益法人等に限定 ④法令違反等の事実なし	②法人関係者に対する特別の利益供与の禁止 ④法令違反等の事実なし
個別基準	現行基準（+特定医療法人を想定）	新基準（案）を追加（+社会医療法人を想定）	左の2基準に該当しない場合 個別判断 「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）（課審4-83・課審6-13 平成20年7月8日）[措置法第40条第1項関係]（*1）4・参考（*2）12③事業の営利性・参考によるものと思われる。
	①社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%以上（*1）	①社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%以上 * 社会保険診療等に介護保険および助産に係る収入金額を追加（*2）	
	②自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一（*1）	②自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一（*2）	
	③医療収入が医療費用の150%以内（*1）	③医療収入が医療費用の150%以内（*2）	
	④役員に対する報酬等が3,600万円以下	④役員および評議員に対する報酬等の支給基準を明示	
	⑤40床以上または救急告示病院（病院の場合）、15床以上および救急告示診療所（診療所の場合）	⑤病院または診療所の名称が4疾病5事業に係る医療連携体制を担うものとして医療計画に記載	
⑥差額ベッドが全病床数の30%以下	(なし)		
手続	租税法67の2、国税庁長官に承認申請（審査：各国税局）	医療法42の2、都道府県知事へ認定申請（定款変更認可）（審査：都道府県）	租税法40、国税庁長官に承認申請と推測（審査：国税庁）